

平成二十一年五月二十二日受領
答弁第三九九号

内閣衆質一七一第三九九号

平成二十一年五月二十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出中国において国家機密漏洩の罪に問われた人物に対する駐中国大使の関与に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出中国において国家機密漏洩の罪に問われた人物に対する駐中国大使の関与に関する質問に対する答弁書

一から四まで及び七について

外務省が行っている情報の収集の内容等について具体的に述べることは、対外的な関係において我が国が不利益を被るおそれがあるため、答弁を差し控えたい。

五について

御指摘の報道については承知している。

六について

お尋ねについては、一般論として、在外公館での外交活動は、現地国内法令を尊重した上で行われている旨述べたものと承知している。